

令和5年度那珂市防災訓練実施要領

1 目的

近年、全国的に台風や豪雨による浸水被害や土砂災害被害が発生しており、住民の生命・財産を守るための取り組みが求められている。

那珂川及び久慈川に接する本市としても、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に居住する住民の避難力向上を目的とした避難訓練を実施し、逃げ遅れゼロを目指す。併せて、市災害対策本部における対応や指示系統の確認、職員による避難所開設及び運営等の訓練により災害時の体制強化を図る。

2 実施日時

令和5年7月23日(日) 午前8時から正午まで

3 訓練場所

- ・市役所本庁舎・・・市災害対策本部設置ならびに運営訓練を実施
- ・なか LuckyFM 公園(那珂総合公園)・・・拠点避難所として開設
- ・下江戸公民館、大内公民館、田崎コミュニティセンター、立石公民館、宿集落センター、若宮公民館・・・一時集合場所として開設

4 訓練対象地域(自治会)

市内の那珂川浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の地域

2地区9自治会

戸多地区(下江戸、大内、田崎、立石、宿、若宮)、五台地区(中台第一、東木倉、西木倉)

5 訓練協力機関

茨城県、陸上自衛隊、那珂警察署、那珂市消防本部、災害時応援協定締結事業者、自治会(自主防災組織)、那珂市消防団、那珂市防災士の会

6 訓練想定

太平洋上で発生した大型で猛烈な台風第8号は、7月22日(土)には勢力を維持したまま関東南部に上陸し、記録的な大雨をもたらしている。この大雨の影響により、本市の避難情報発令の目安となる那珂川の野口観測所では、7月23日(日)9時頃に避難判断水位(4.1m)に到達、13時頃には氾濫危険水位(4.5m)への到達が予想され、その後も水位の上昇が見込まれることから、氾濫の危険性が高まっている。

気象及び河川状況を踏まえ、災害対策本部を設置し避難所開設を開始するとともに、関係機関からの河川情報を受け、警戒レベル3「高齢者等避難」、引き続き警戒レベル4「避難指示」を発令し、住民の避難を開始した。

7 訓練項目及び内容

- (1)災害対策本部開設・運営訓練

市災害対策本部を開設し、住民に対しての避難情報の発令及び、各班からの報告を基に今後の対応を決定する。

(2) 避難所開設・運営訓練

避難所運営班は、なか LuckyFM 公園(那珂総合公園)を拠点避難所として開設し、避難者の受け入れ、及び運営訓練を行う。開設完了後、IP無線を活用して本部に報告する。その他、避難所の受け入れ状況や本部への確認事項等があれば、随時本部へ報告する。

(3) 情報発信訓練

防災行政無線等により災害情報の配信を行う。

【8時40分 警戒レベル3「高齢者等避難」発令】

【9時00分 警戒レベル4「避難指示」発令】

(4) 住民避難訓練・安否確認訓練

訓練参加者は、防災行政無線等による避難放送を合図に避難行動をとる。また、自治会ごとに安否確認シートを作成し、住民避難状況の確認を行う。

(5) 避難行動要支援者安否確認訓練

避難行動要支援者に対し、的確に情報を伝達するとともに地域による支援及び近隣住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導する。

(6) 被害状況確認訓練

各班の責任者は、所轄に係る被害状況を収集し、本部長及び事務局に報告する。

(7) 県防災ヘリによる搬送訓練

防災ヘリにより要救助者(想定:増水した那珂川の中洲に取り残された市民)を救助し、拠点避難所へ搬送する。

※ 那珂西リバーサイドパーク→なか LuckyFM 公園(那珂総合公園)

(8) 炊き出し訓練・応急救護訓練

自衛隊と連携し、訓練参加者への災害時非常食等の炊き出しや、消防班による応急救護訓練を実施する。

8 訓練評価

訓練参加住民及び関係者へのアンケートを実施し、訓練の事後評価を行う。

9 訓練中止基準

(1)大雨、洪水、暴風警報等が茨城県内で発表され、被害の発生又は発生が予想さ

れる場合。

(2)茨城県内で震度5弱以上の地震が観測された場合。

(3)その他、訓練実施中に事故が発生した場合や訓練中止が適当であると判断した場合。